

令和5年11月10日14時00分
国土交通省 中部地方整備局

近鉄四日市駅バスターミナルの運営事業者の公募を開始します ～「一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」を特定事業として選定～

中部地方整備局は、一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定により、特定事業として選定しましたので、同法第11条第1項の規定により、客観的評価の結果を公表します。

また、同法第8条第1項の規定により、民間事業者を選定するための公募を開始します。

◆特定事業の概要

- ・事業名：一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業
- ・事業方式：公共施設等運営(コンセッション)方式
- ・事業内容：近鉄四日市駅バスターミナルの運営、維持管理等
- ・事業概要：別添資料のとおり

◆民間事業者の募集

※詳細は、次の中部地方整備局のホームページよりご覧いただけます。

https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/route1_bus_uneijigyo/boshu.htm

◆客観的評価の結果

※詳細は、次の中部地方整備局のホームページよりご覧いただけます。

https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/route1_bus_uneijigyo/tokutei_jigyo.htm

発表記者クラブ

中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局

道路部 道路計画課

道路計画課長 柴田 康晴 (しばた やすはる)

建設専門官 矢口 謙史 (やぐち けんじ)

電話：052-953-8168 (直通)

【別添資料】

特定事業『一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業』の概要

1. 事業の内容

本事業は、国が特定車両停留施設として整備する近鉄四日市駅バスターミナルの維持管理・運営について、国が事業者に対して運営権を設定し、事業者がバス運行事業者等から徴収する停留料金等により実施する公共施設等運営(コンセッション)方式とする。

2. 事業の対象となる公共施設等

事業名称：一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業

所在地：三重県四日市市諏訪栄町、浜田町

面積：特定車両停留施設区域 約7,600m²

対象施設：特定車両停留施設、利便施設

3. 事業期間

実施契約の締結日から約30年間(予定)

4. 客観的評価の概要

本事業は、PFI事業として実施することにより、定量的評価および定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。このため、本事業をPFI法第7条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

5. 今後のスケジュール(予定)

令和5年11月10日 募集要項等の公表

令和5年11月24日 募集要項等に関する質問受付期限

令和6年2月5日 提案書提出期限

令和6年3月頃 民間事業者の選定、基本協定の締結

令和8年度(予定) 実施契約の締結

■事業対象位置図

